

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成14年度1人、平成15年度1人、平成16年度1人、平成18年度2人と、職員数の削減に取り組んでいる。特に県、市町村の派遣職員の削減を実施し、臨時職員化している。数年前と比較し、人件費の削減は約3,200万円となっておりこれ以上の削減は困難である。(課題①)</p> <p>職員数は県、市町村の派遣を中心に削減に取り組んでいる。(平成13年度13名→平成18年度8名) 構成団体が当企業団からの派遣受入中止→平成21年度9名(課題①) 構成団体からの派遣職員減員→平成22年度10月8名</p> <p>構成市町村の主たる管理市に準じている。</p> <p>国に準拠した見直しを行った。地域手当については支給対象外である。 ア 職務・職責を反映できるよう、給料表の見直し イ 管理職手当の定額化 ウ 特殊勤務手当の見直し</p> <p>対象なし</p> <p>退職時特昇については廃止済みである。(平成18年3月)</p> <p>長野県市町村職員共済組合に加入して、事業主の負担割合は1/2である。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・数年前から取り組んできた事項として ①場外施設水質検査の直営化(△9) ②浄水場運転監視業務の直営化(△26) ③場内計装設備点検委託の見直し(△2) ④急速ろ過池、管理棟清掃の見直し(△2) ⑤場外環境整備委託の見直し(△1) ⑥電気料金契約の見直し などを実施した。 ・今後も可能な限り削減に取り組んでいく。(課題①)</p> <p>・今後において構成団体と協議するなかで検討。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね3年間で単位とし、この間に必要な資金を確保するため適正な料金を設定している。 ・平成15年から黒字経営となっており、今後平成21年度からの中央監視制御設備の更新工事実施に伴い、自己資金もしくは企業債の借入を検討するなかで、適正な料金設定を検討する。(課題②) ・留保財源の効率的な運用(定期預金等)を図り、収入の増を見込む。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「企業団の概要」(手作り)を作成し、構成団体などを通じ情報公開している。 ・今後において構成団体と協議するなかで検討。
5 その他	

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。